

公 告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第１項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、同条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について小牧市に対し、意見書を提出することができる。

令和８年９月４日

小牧市長 天 野 正 基

- 1 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
小牧市西之島字中屋敷６７６番 ほか
- 3 縦覧場所
小牧市役所 東庁舎２階 都市計画課
- 4 縦覧期間
令和８年９月４日から令和８年９月１８日まで
- 5 意見提出期限
令和８年９月４日から令和８年９月１８日まで